

契約締結前交付書面兼商品概要説明書

（この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面です。）

特約付き外貨定期預金（対円取引） ロングセーブ

（みずほグローバル口座用）

本書面をよくお読みいただき、商品の内容・リスク等を十分ご理解のうえ、お申し込みくださいますようお願い申し上げます。

- このお取引をお申し込みされた場合、「みずほ特約付き外貨定期預金規定」が適用されます。
- 「特約付き外貨定期預金（対円取引）ロングセーブ」とは、外貨定期預金に『円転に関する特約』を組み合わせることにより、お預入時のみずほ銀行の通常の外貨定期預金と比べて預金利率を低く設定する代わりに、「受渡相場」を「預入時相場」より円安方向に設定する商品です。ただし、外貨償還となり、元利金を外貨でお受取いただく可能性もあります。
- なお、お申込の撤回および期日前解約はできません。万一、みずほ銀行がやむを得ないものと認めてお申込の撤回または期日前解約に応じる場合には、損害金を直ちにお支払いいただきます。この場合、解約元利金から損害金を差し引いた金額が当初お預入の元本金額を下回る（＝元本割れ）可能性があります。
- 本商品には為替変動リスクがあります。満期日におけるお受取の元利金の円貨（換算）額が当初の円での預入額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。
- お受取の外貨元利金を円にする際（引出時）は手数料（1 米ドルあたり 1 円、1 ユーロあたり 1 円 50 銭、1 オーストラリアドルあたり 2 円 50 銭、1 ニュージーランドドルあたり 2 円 55 銭）がかかります（お引出の際は、手数料分を含んだ為替相場であるみずほ銀行所定の TTB レートを適用します）。
- 本商品には為替変動リスクがあります。この預金の支払通貨が外貨に確定した場合、満期日におけるお受取の外貨元利金の円貨換算額が当初の円での預入額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。

〔商号・住所〕 株式会社みずほ銀行 東京都千代田区大手町 1 - 5 - 5

〔商品の概要〕

商品名	特約付き外貨定期預金（対円取引） ロングセーブ
タイプ	I・II・III・IV・V リスク・リターンに応じてお選びいただけます。
商品概要	「特約付き外貨定期預金（対円取引）ロングセーブ」とは、外貨定期預金に『円転に関する特約』を組み合わせることにより、お預入時のみずほ銀行の通常の外貨定期預金と比べて預金利率を低く設定する代わりに、「受渡相場」を「預入時相場」より円安方向に設定する商品です。 『円転に関する特約』とは、次のことをいいます。 ● 判定日（満期日 2 営業日前）のみずほ銀行公示仲値が、申込日に設定した

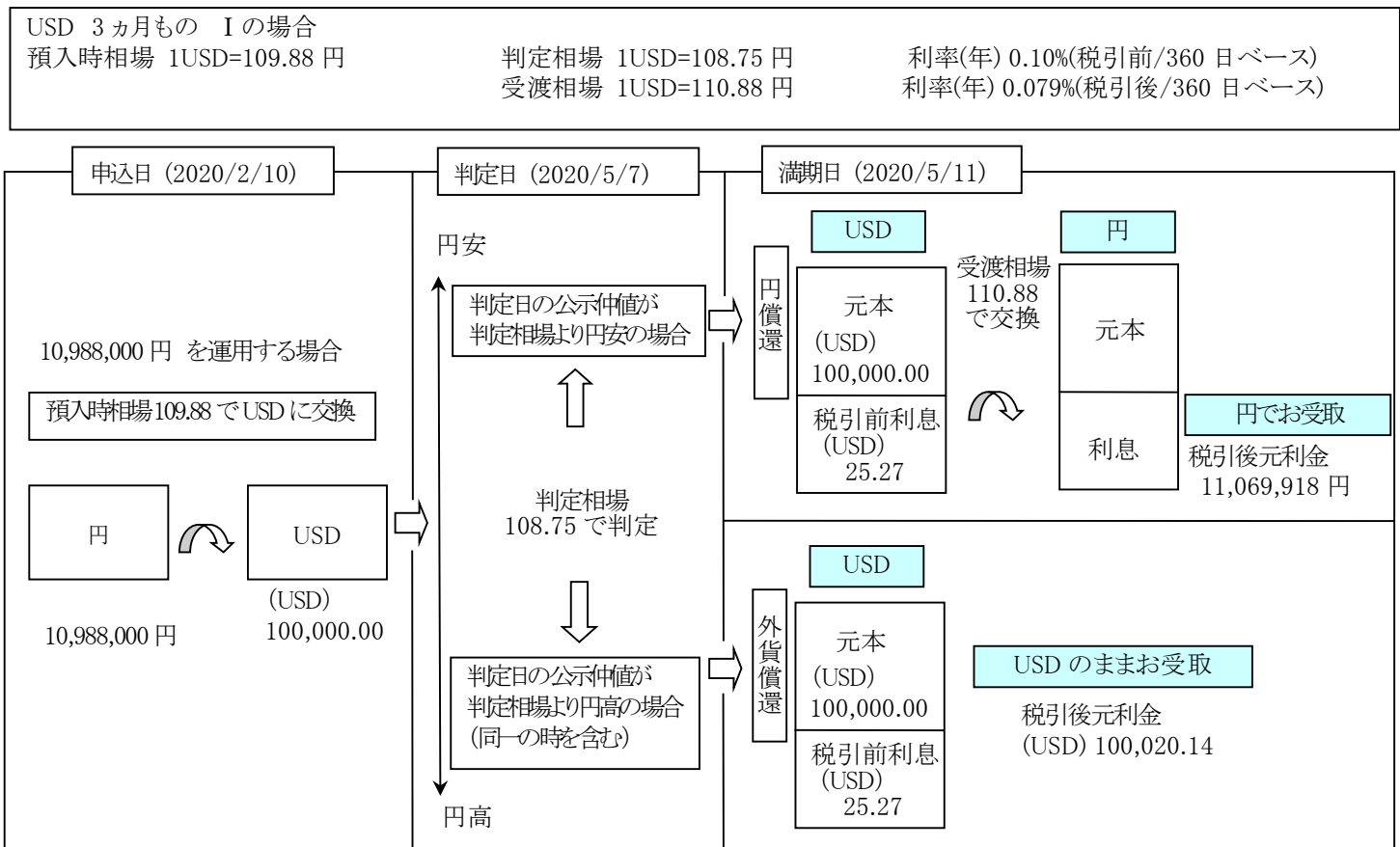
	「判定相場」より円安の場合には、満期日に外貨元利金を「受渡相場」で円転して、円で支払います。（円償還） ● 判定日（満期日 2 営業日前）のみずほ銀行公示仲値が、申込日に設定した「判定相場」と同一もしくは「判定相場」より円高の場合には、満期日に外貨元利金を円転せず、外貨のまま支払います。（外貨償還） ● 「受渡相場」は「判定相場」、「預入時相場」より円安の水準に設定されます（「判定相場」は通常、「作成時相場」より円安の水準に設定されますが、市場環境によっては、円高の水準に設定されることもあります）。 なお、本商品は、お申込の撤回および期日前解約はできません。万一、みずほ銀行がやむを得ないものと認めてお申込の撤回または期日前解約に応じる場合には、損害金を直ちにお支払いいただきます。この場合、解約元利金から損害金を差し引いた金額が当初お預入の元本金額を下回る（＝元本割れ）可能性があります。
預金保険	本商品は預金保険の対象外です。
販売対象	日本国内にお住まいの個人のお客さま（ただし、満 18 歳未満の方はお取り扱いできません）
期間	● 3 カ月、6 カ月、12 カ月 ただし市場環境の影響により、預入期間によってはお取引いただけないことがあります。 あらかじめご了承ください。 ● 自動解約扱いとなります。自動継続はお取り扱いしておりません。
預入 (1) 預入方法 (2) 最低預入額 (3) 預入単位 (4) 代り金通貨 (5) 預金通貨 (6) タイプ	● 一括預入 ● 現金でのお預入はできません。 ● 1,000 通貨単位以上 100 万通貨単位以下 ● 1 補助通貨単位まで預入可能。 ● 円、または預金通貨 ● 米ドル、ユーロ、オーストラリアドル、ニュージーランドドル ● I、II、III、IV、V ただし市場環境の影響により、タイプによってはお取引いただけないことがあります。 あらかじめご了承ください。
払戻方法	● 満期日に一括して払い戻します。 ● 満期日にご指定の預金口座に円もしくは預金通貨で入金します。 ● 現金でのお引出はできません。
利息 (1) 適用利率 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) 満期日以降の利息	● お申込日に決定する利率を満期日まで適用します。 ● 満期日に一括してお支払いいたします。 ● 付利単位を預金通貨の 1 通貨単位とし、1 年を 360 日とする日割計算。（補助通貨単位未満は切り捨てとします。） ● 満期日にご指定の預金口座に入金します。満期日以降の利率は、ご指定いただいた預金口座のみずほ銀行所定の方法により表示する利率となります。
税金	● 円償還の場合には円ベース利息額の 20.315%、外貨償還の場合には外貨利息額 20.315%が源泉徴収されます。（源泉分離課税） ● お利息はマル優の対象外です。 ● 「エクストラ（バリアタイプ）」または「ロングセーブ」については、円からのお預入で円償還となった場合に発生する為替差益は、20.315%の源泉分離課税となります。 ● 円償還の場合、および外貨償還の場合でも満期日以降その元金を円転した場合には、為替差損益が発生する可能性があります。 ● 源泉分離課税となった場合を除き、為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収 2,000 万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間 20 万円以下の場合には申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算はできません。 ● 詳しくはお客さまご自身で公認会計士・税理士にご相談くださいますよう

	お願い申し上げます。 ● お預入・お引出方法や通貨により手数料等が異なるため、手数料等の金額や上限額または計算方法をあらかじめお示しすることはできません。詳しくは後記〔お預入とお引出に関わる手数料および適用相場〕をご覧ください。
手数料および適用相場	
付加できる特約事項	特にございません。
期日前解約のお取り扱い	お申込の撤回および期日前解約はできません。詳しくは後記〔期日前解約時のお取り扱い〕をご覧ください。
お申込時のご注意点 (その他参考となる事項)	● この預金の支払通貨が円に確定した場合、申込時に設定する「受渡相場」以上の円安メリットは放棄することになります。 ● お預入期間中に円高が進行した場合であっても外貨償還が確定するまで満期日の為替予約を締結することはできません(外貨償還が確定した場合には、お客さまのご希望により満期日の為替予約を締結することも可能です)。 ● お取引条件は市場環境により変動します。市場環境によりお取引条件は刻々と変動しますので、実際にお申込いただく際にはお取引条件をご確認ください。市場環境の急変等によりお取り扱い、お預入を中止する場合がありますのでご了承ください。 ● 万一、みずほ銀行の信用状況の急激な変動、内外における国際金融市場の閉鎖、その他不測の事態が発生した場合、取引の継続が困難となり、結果としてお客さまに損害が発生する場合があります。 ● 一部の支店・出張所等ではお取扱を行っておりませんのでご注意ください。
みずほ銀行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または 03-5252-3772
対象事業者となっている認定投資者保護団体	ございません。
お問い合わせ先	● みずほインフォメーションダイヤル (個人のお客さま専用) 0120-3242-86 海外からのご利用などフリーダイヤルをご利用いただけない場合は〔通話料有料〕042-311-9210 <受付時間> 平日 9時00分～17時00分 *1月1日～3日、祝日・振替休日を除く ● お取引店 (お取引店の電話番号・住所につきましては、みずほ銀行ウェブサイト(https://www.mizuhobank.co.jp/) または店舗一覧にてご確認ください。みずほ銀行ウェブサイトの「ATM・店舗のご案内」をクリックしていただければ、店番号・店舗名のほか、地図・最寄りの鉄道の駅名等からの各支店の電話番号・住所の検索が可能となっております。また店舗一覧につきましては、各支店にパンフレットを備え付けております。)

「特約付き外貨定期預金（対円取引）ロングセーブ」の仕組み

【お取引事例】 相場、利率等の数値はすべて参考値です。

※税引後利率は、小数点第 4 位以下を切捨てにて表示しております。



〔期日前解約時のお取扱〕

- お申込の撤回および期日前解約はできません。
- 万一、みずほ銀行がやむを得ないものと認めてお申込の撤回または期日前解約に応じる場合には、みずほ銀行所定の「損害金算出の考え方」（注１）により算出した損害金を直ちにお支払いいただきます。また、みずほ銀行がやむを得ないものと認めて期日前解約を行う場合、預入日から期日前解約日までの適用利率は解約日における預金通貨と同じ通貨の外貨普通預金利率となります。なお、この場合、解約元利金から損害金を差し引いた金額が当初お預入の元本金額を下回る（＝元本割れ）可能性（注２）があります。

（注１）損害金算出の考え方

期日前解約（またはお申込の撤回）時点で、みずほ銀行はその契約上の地位（すなわち、預金契約の権利・義務）を失うことになり、その地位に伴う経済的利益を失うことによる損害を負うこととなります。この場合、みずほ銀行は、期日前解約（またはお申込の撤回）時点で、この預金と同条件の代替の契約を市場（外国為替市場、外貨資金市場、通貨オプション市場等）にて締結するか、または締結したと仮定した場合に必要な金額（コスト）を、市場実勢相場に基づいて算出し、損害金としてお客さまにご負担いただきます。このように、損害金の算出には期日前解約（またはお申込の撤回）時点の市場実勢相場を使用するため、お申込時点で損害金をお示しすることはできません。

一般的に、損害金は、為替相場水準、為替相場のボラティリティ（期待変動率）、期間などの影響を受けるため、例えば、預入時の為替相場と比較して期日前解約（またはお申込の撤回）時の為替相場が預金通貨高になるほど、預入時の為替相場のボラティリティ（期待変動率）と比較して期日前解約（またはお申込の撤回）時の為替相場のボラティリティ（期待変動率）が上昇するほど、また、預金の残存期間が長いほど、損害金は大きくなる傾向があります。

（注２）期日前解約による損害金について

期日前解約を行った場合には、預金作成日から期日前解約日の前日までの日数、および預金通貨と同じ通貨の外貨普通預金の利率によって経過利息を計算し、この預金の元本とともにお支払いします。ただし、期日前解約による損害金が発生した場合は、払戻元利金から損害金を差し引いた金額をお支払いします。このため、損害金の金額が経過利息を上回る場合には、損害金差し引き後の払戻金額が当初お預入の元本金額を下回る可能性があります。

〔お預入とお引出に関わる手数料および適用相場〕

	お預入・お引出方法	手数料等
お預入	円預金からのお振替	為替手数料はかかりません。預入時相場により円を外貨に交換します。
	外貨預金からのお振替	手数料はございません。
お引出	円預金へのお振替	〔円償還となりご指定の円預金口座からのお引出の場合〕 手数料はございません。 〔外貨償還となりご指定の外貨預金口座からのお引出の場合〕 外貨を円にする際（引出時）には、手数料を含んだ為替相場である TTB レートを適用します。TTB レートには、為替手数料（1 米ドルあたり片道 1 円、1 ユーロあたり片道 1 円 50 銭、1 オーストラリアドルあたり片道 2 円 50 銭、1 ニュージーランドドルあたり片道 2 円 55 銭）が含まれています。

・上記手数料には消費税等はかかりません。

(2024 年 6 月 28 日現在)